

パブリックコメント（町民意見募集）手続の概要

◇目的

町が政策などを決定するまでの過程における公正性や透明性を向上させるとともに、町民の皆さんの「町政への積極的な参画」と「協働のまちづくりの推進」を目的としています。

◇対象となる案件

- ①町の基本的方針を定める行政計画や構想の策定及びこれらの重要な改定
- ②町の基本的な制度を定める条例又は広く町民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例等の制定又は改廃
- ③広く町民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等の制定及び重要な変更
- ④その他町長が必要と認めるもの

ただし、次のものは対象案件から除きます。

- ①災害時など、緊急に決定しなければならない事案であるなどの理由がある場合
（パブリックコメント手続を行うためには、相当の日数が必要になるため）
- ②計画等の変更が直接町民生活に影響を与えない場合や、基本方針・基本事項の変更を伴わない字句の訂正程度の場合
- ③町税の賦課・徴収に関する事項や分担金・使用料・手数料など金銭の徴収などに付いての事項
- ④国や県などに法令、条例、計画等があり、それに従って町が規定している場合
（既に法令などにその内容が詳細に規定されていて、町の裁量の余地が少ないため）
- ⑤法令などにより、広く町民の意見を聞くことが定められている場合

◇計画等の案の公表方法

町のホームページに掲載するとともに、公表した案を所管する課の窓口（担当課窓口）で閲覧及び配布します。

◇意見の提出期間及び提出方法

案などの公表時に意見の提出期間・提出方法をお知らせします。（意見提出期間は、概ね30日です）

提出方法は、担当課窓口へ直接提出するか、郵便・ファクシミリ・電子メールで提出していただきます。

なお、意見を提出する際は、氏名・住所・電話番号を記入していただきます。（様式は自由）

◇意見の取扱い及び公表

提出された意見を参考にして、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要と意見に対する町の考え方（回答）を公表します。公表の方法は、計画等の案を公表する際と同様の方法で行います。

【提出上の注意】

○提出していただく意見は、日本語に限らせていただきます。

○提出していただいた意見は、個人を特定しない形で公開させていただく場合があります。また、意見に対して個別に回答はいたしません。

○意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合の連絡や、意見がどういった立場からのものかの確認といった、意見の公募に関する業務のみに利用させていただきます。

【パブリックコメントに関する問い合わせ先】

505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18 坂祝町役場 総務課 企画係

電話 0574-26-7111（内線323） FAX 0574-27-1808

ホームページアドレス <http://www.town.sakahogi.gifu.jp>

E-mail kikaku@town.sakahogi.gifu.jp

パブリックコメント（町民意見募集）手順のながれ

計画等の案の作成



計画等の案の公表



町民からの意見の募集



意見の取りまとめ



結果の公表



計画等の決定

- ①町のホームページへの掲載
- ②担当窓口における閲覧・配布

募集期間：概ね30日

- ①案に反映できる意見⇒案の修正
- ②意見に対する町の考え方を検討

- ①町のホームページへの掲載
- ②担当窓口における閲覧・配布